○中部地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年中部地方整備局告示第七十三号西三河都市計画道路事業三・四・六十四号美合線

三　事業施行期間　自平成三十一年四月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年中部地方整備局告示第百三十号名古屋都市計画道路事業一・四・五号高速一号線

三　事業施行期間　自令和二年十一月十一日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年中部地方整備局告示第二百一号西三河都市計画道路事業三・四・十号芦谷蒲郡線及び三・五・二十一号生平幸田線

三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字牛追田一六七〇番一まで	前	一二・九〇～二六・一六メートル	一五・〇〇～三一・四九キロメートル
	後	一二・九〇～二六・一六メートル	一五・〇〇～三一・四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字樋ノ詰一七〇五番二まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号方道越一五番一まで	前	一一・〇八～四九・六六メートル	一〇・四七～四九・六六キロメートル
	後	一一・〇八～四九・六六メートル	一〇・五三～四九・六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで	前	九・六三～一一・三五メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	九・六六～一八・九七メートル	〇・〇四三キロメートル
亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで	前	一〇・二八～一八・一〇メートル	〇・〇九七キロメートル
	後	一三・〇五～一九・一三メートル	〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所